南房総市高校生等通学費助成金交付要綱を次のように定める。 令和5年6月22日

南房総市長 石 井 裕

南房総市告示第154号

南房総市高校生等通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南房総市高校生等通学費助成金(以下「助成金」という。)の交付について、南房総市補助金等交付規則(平成18年南房総市規則第45号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、利用促進による公共交通機関の維持と併せ、就学期の子どもを抱える 世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、高等学校等への 修学促進や市への定住の維持及び移住の促進を目的とする。

(定義)

- 第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高等学校等 千葉県内の学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する 高等学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定す る専修学校をいう。
 - (2) 高校生等 高等学校等に現に在籍している生徒をいう。ただし、高等専門学校に在籍する生徒にあっては第1学年から第3学年まで、専修学校に在籍する生徒にあっては高等課程に限る。
 - (3) 路線バス 市内において交通事業者が乗合旅客を運送するために路線又は区域を定めて運行する自動車(これに類するものとして市長が特に認める自動車を含む。)をいう。
 - (4) 公共交通機関 鉄道、路線バス及び市営路線バスをいう。
 - (5) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生等に対して鉄道事業者又はバス事業者が1箇月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券(IC定期乗車券を含む。)をいう。
 - (6) 通学費 高校生等が最も経済的かつ合理的と認められる通学経路において通学する ために公共交通機関に支払う通学定期券の額の合算額をいう。ただし、鉄道の場合は、 運賃のみを対象とし、特急料金は除く。
 - (7) 通学費負担者 高校生等の通学費を負担する者のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 高校生等の父母
- イ 親権者、未成年後見人その他当該高校生等と現に生計を一にし、又はその監護を 行う者(ア及びウに掲げる者を除く。)
- ウ 所得税法(昭和40年法律第33号)における高校生等を扶養している者(ア及びイに掲げる者を除く。)

(助成対象者)

- 第4条 助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者の通学費負担者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者を除く。
 - (1) 市内に住所を有している高校生等であること。
 - (2) 高等学校等への通学に当たり、通学定期券を使用して、公共交通機関を利用していること。
 - (3) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令 又は当該高等学校等が定める修業年限(高等専門学校にあっては、3年とする。以下 この号において同じ。)を超えていないこと。ただし、在籍期間が修業年限を超えるこ とについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成対象経費等)

- 第5条 助成金の交付の対象となる経費は、通学費とする。
- 2 助成対象期間は、高等学校等に現に在籍する年度の4月1日から翌年3月31日まで の間であって、高校生等が市内に住所を有する期間とする。
- 3 前条第3号に規定する修業年限の最終学年の3月、休学期間等の通学実態がない期間は、助成金の対象としない。

(助成金の算定)

- 第6条 助成金は、前条第2項の助成対象期間(以下「助成対象期間」という。)における 通学費から6万円を控除して得た額に相当する額とし、予算の範囲内で交付する。ただ し、鉄道利用分の助成金については、6万円を上限とする。
- 2 購入した通学定期券の利用可能期間が、助成対象期間以外を含む場合は、助成対象期間内を日割り計算とする。
- 3 前項の助成金の額の算定は、対象となる助成対象期間について、通学定期券の購入金額を利用可能期間の日数で除して得た額(1円未満の端数は、切り捨てる。)に助成対象

期間の日数を乗じて得た額とする。

(事前届出)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、高校生等通学費助成金交付事前届出書(別記第1号様式)により、届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の届出を電子情報処理組織(市が使用する電子計算機 (入出力装置を含む。)と届出をする者が使用する電子計算機とを電気通信回路で接続 したものをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 3 市長は、助成金の交付を受けようとする者が第1項の届出を電子情報処理組織を使用 する方法により行われるよう必要な周知に努めるものとする。

(助成金の交付の申請及び支払の請求)

- 第8条 助成金の申請及び支払の請求をしようとする者は、通学定期券を購入した年度の 1月4日から3月15日まで(3月15日が休日である場合には、休日の翌日)に、高 校生等通学費助成金交付申請書兼請求書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添付し て、市長に申請し、及び請求しなければならない。ただし、3月に通学定期券を購入す る等の特別な理由がある場合は、同月末日までに申請し、及び請求することができる。
 - (1) 通学定期券等の写し
 - (2) 高校生等の在学証明書又は生徒手帳の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、 助成金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、当該助成金の交付 の申請をした者に対し、高校生等通学費助成金交付(不交付)決定通知書(別記第3号 様式)により通知するものとする。

(助成金の支払)

第10条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに当該助成金を当該交付の 決定を受けた者が指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
 - (令和5年度の助成金に係る特例)
- 2 令和5年度に交付するこの告示に基づく南房総市高校生等通学費助成金に関する第5条第2項及び第6条第1項の規定の適用については、第5条第2項中「4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「令和5年9月1日から令和6年3月31日まで」と、第6条第1項中「6万円」とあるのは「3万5千円」とする。

別記

第1号様式(第7条関係)

高校生等通学費助成金交付事前届出書

年 月 日

南房総市長 宛

(届出者) 郵便番号

住 所

氏 名 (通学費負担者)

電話番号 — — — —

南房総市高校生等通学費助成金の交付を受けたいので、次のとおり届け出をします。

通学定期利用者及び通学定期情報

	氏 名			生年月日	年	月 日					
高校生等	住 所	南房総市									
	学校名					(第 学年)					
利用区間	鉄道・バス	ス		カル	ò	まで					
通学定期 券の有効 期間等の	種 別 (どちらかに))	通学定	期券の	期間	通学定期券の額 発行事業					
	鉄道・バス	7	年	月	日から						
			年	月	日まで	円					
	鉄道・バス	7	年	月	日から						
	が担。ハン		年	月	日まで	円					
	鉄道・バス	7	年	月	日から						
			年	月	日まで	円					
情報	鉄道・バス	7	年	月	日から						
			年	月	日まで	円					
	鉄道・バス	7	年	月	日から						
	欧旭・ハン	^	年	月	日まで	円					
	鉄道・バス	z	年	月	日から	円					

年月日まで

※通学定期券に印字(表示)されている区間、期間、定期券の額等を記載してください。

第2号様式 (第8条関係)

高校生等通学費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

南房総市長 宛

(申請者) 郵便番号

 住 所

 氏 名 (通学費負担者)
 印

 電話番号

南房総市高校生等通学費助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり助成金の 交付を申請します。また、交付決定後は、当該交付決定に係る額の助成金の支払を請求します。なお、本申請の審査にあたり、住民基本台帳の閲覧、その他通学に関する 支援の受給状況を確認することに同意します。

記

1 通学定期利用者及び通学定期情報

	氏 名				生年月日	年	月日		
高校生等	住 所	南房総市							
	学校名					(第	学年)		
利用区間	鉄道・バ	ス		から	まで				
	種別					発行			
添 学和	(どちらかに)		通学定期	券の有	通学定期券の額	事業			
	(2 9000	J)				者			
	鉄道・バ	フ	年	月	目から				
通学定期		^	年	月	日まで	F	9		
券の有効 期間等の 情報	鉄道・バス		年	月	日から				
		^	年	月	日まで	F	9		
	鉄道・バス		年	月	日から				
	<u> </u>	^	年	月	日まで	F	9		
	金光 とい	フ	年	月	日から				
	鉄道・バス		年	月	日まで	F	7		

		鉄道・バス			年	月	日から						
					年	月	日まて	<u>-</u>			円		
					年	月	日から						
					年	月	日まて	5			円		
	ゆの客労事品よの恋外			有	•	無	*	有の	場合	の	支払	者	等
	他の通学費助成の受給		少文和	(,)						
2 振込情報 ※申請者と振込口座名義人は同一としてください。													
	金融機関	名			-	支店名			支店	• 支	所·	出張	所
	預金種類	領	□普通	□当座	<u> </u>	座番号	<u> </u>						
	(フリガ	ナ)			·								
	口座名義	美人											
3 助成金交付申請額 円													
【市記入欄】													
申請受付年月日			白	戶 月	日	決定	年月日			年	月		日
	交付決	定額					円						

年 月 日

様

南房総市長印

高校生等通学費助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付け申請のありました南房総市高校生等通学費助成金につきましては、次のとおり交付(不交付)することに決定しましたので、南房総市高校生等通学費助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 助成年度 年度
- 2 助成金の額 円
- 3 南房総市補助金等交付規則(平成18年南房総市規則第45号)及び南房総市高 校生等通学費助成金交付要綱の定めるところに従ってください。
- 4 不交付決定の理由